

平成 21 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ノーリツ  
代表者名 代表取締役社長 神崎 茂治  
兼 代表執行役員  
(コード 5943 東証第1部、大証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 加 部 利 明  
兼 常務執行役員  
(電話番号 078 - 391 - 3361)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 30 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の削除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 当社は第 8 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式に係る株券を発行しないことができる。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 単元未満株式の買増を請求する権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。<u>当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当会社は、毎年12月31日の採集の株主名簿等に記載または記録された議決権を行使しうる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることが株主とする。前項その他本定款に別段の定めがある場合を除く他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第15条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 単元未満株式の買増を請求する権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 (削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年12月31日の採集の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることが株主とする。前項その他本定款に別段の定めがある場合を除く他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第14条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月30日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成21年3月30日(予定)

以 上